

同志社大学学生個人情報保護のガイドライン

1995年 3月 1日 情報処理倫理委員会

1. 制定の目的

- I.同志社大学(以下「本学」という)は基本的人権の尊重とプライバシー保護の観点から、本学が保有する学生の個人情報を適正に取り扱うため、ここに「同志社大学学生個人情報保護のガイドライン」を定める。
- II.本学は学生の個人情報保護の重要性を認識し、学生の人権や利益が侵害されることのないよう、研修などの必要な措置を講じ、教職員、学生の情報倫理意識を高揚するよう努めるものとする。

2. 用語の定義

- I.個人情報とは、特定の個人の識別が可能な単一または複合の情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ・磁気ディスク等の各種の媒体に記録されたものをいう。また、このガイドラインでは本学が教育研究に必要な業務を遂行する上で、収集、生成した個人情報を取り扱う。
- II.学生とは、名称のいかんにかかわらず、本学に学籍またはこれに準ずる資格を、現に有している者、および過去に有していた者をいう。本学に学籍またはこれに準ずる資格を取得するために、現在出願している者、および過去に出願した者をも含む。

3. 個人情報の収集

- I.個人情報の収集は、本学の教育研究に必要な業務を遂行する上で、必要最小限度の範囲内で収集するものとする。
- II.個人の思想、信条、信仰、心身の状況、資産、社会的状況などに関する情報は収集してはならない。ただし、明らかに学生個人の利益となる特別の場合はこの限りでない。
- III.個人情報の収集にあたっては、収集の目的をできるだけ具体的に明示しなければならない。
- IV.個人情報は、適法かつ公正な手段で収集されなければならない。
- V.個人情報は、本人から収集することを原則とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、本人以外の者、機関等から収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令または本学の定める規程によって収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要するとき。
- VI.本学の教育研究活動の結果、生成する個人情報についても、生成する目的を明らかにし、適正な方法で生成することとする。

4. 個人情報の管理

- I.個人情報を保有する部長、所長、センタ - 所長(以下「情報管理責任者」という)は、個人情報の保護と正確性を維持するため、必要な措置を講じなければならない。
- II.情報管理責任者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。
- III.情報管理責任者は、各部署の個人情報の収集、利用、提供、保管に関する適正な手続きを定めることができる。

5. 個人情報の利用

- I.個人情報の利用は、本学の業務遂行上必要な場合で、収集目的の範囲内でなされなければならない。
- II.情報管理部署以外の部署が個人情報を利用するときは、その利用目的を明らかにし、その範囲内で利用しなければならない。
- III.収集目的の範囲をこえているときでも、次の各号の一に該当する場合は、本学は個人情報を利用することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要するとき。

6. 個人情報の提供

- I.提供とは、本学が保有する個人情報を、本学以外の機関、団体、または本人以外の個人等に渡すことをいい、複写、口頭による伝達を含むものとする。
- II.個人情報の提供は、本学の教育研究の維持、発展に密接な関連があると認められる場合で、提供する個人情報の内容、目的、提供先を明示して、本人の同意を得て行うものとする。
- III.情報管理責任者は、次の各号の一に該当する場合に限り、本人の同意を得ることなく個人情報を提供することができる。
 - (1) 法令の定めのあるとき。
 - (2) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要するとき。
 - (3) 明らかに本人の利益となるとき。

7. 個人情報の開示

- I.開示とは、本人の個人情報の内容が事実にもとづき正しく記録されているかを、本人が確認するために、その個人情報を本人に提示することをいう。
- II.本学は、その保有している個人情報について、個人情報の種類、収集、生成の目的、保有期間、情報管理部署を明らかにしなければならない。
- III.学生は、本人の個人情報の内容に関して情報管理責任者にその開示を請求することができる。
- IV.学生は、本人の個人情報に関して明らかに事実と異なる場合、情報管理責任者に訂正を請求することができる。

8. 個人情報の廃棄

保有期間を過ぎた個人情報は、法令その他規程に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに廃棄しなければならない。

9. 個人情報のコンピュータ処理

- I.個人情報のコンピュータ処理を行うときは、入力、参照、更新、削除等の権限を明らかにするとともに、漏え

い、障害、事故等に対する適切な安全対策を講じなければならない。

ii.個人情報のコンピュータ処理を本学外に委託する場合は、機密保護、安全確保のため契約書等を取りかわすなど適切な措置を講じなければならない。

10. ガイドラインの運用

このガイドラインの運用にあたって、解釈、取扱、適用などに疑義の生じた場合、情報処理倫理委員会は調査、検討をし、必要あるときは大学長および情報管理責任者に適切な改善策を勧告することができる。

付則

1. このガイドラインは1995年3月16日から暫定的に実施する。

[このページのトップに戻る](#)

